

第 5 回 JASRAC 国際フェローシップ 在外研究員 募集要項

【申請受付期間】

2025 年 10 月 1 日～2026 年 1 月 31 日



JASRAC
Global Fellowships

JASRAC[®]

一般社団法人日本音楽著作権協会

1 目的

本事業（JASRAC 国際フェローシップ）は、著作権法の研究又は著作権が関連する領域の研究を行っている若手研究者の海外における研究活動を支援し、著作権制度に関する建設的な提言を行うことができる優れた人材の育成に資することを目的としています。そこで、本事業により支援を受ける在外研究員を募集します。

2 採用予定者数

3人まで

3 応募資格

次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 著作権法の研究又は著作権が関連する領域の研究を行っていること。

【補足】

研究分野は法学に限定しません。
例えばコンテンツ産業や生成AI、文化政策等の分野における研究であっても、著作権が関連するものであれば本要件を満たします。

- (2) 日本国内に所在する大学、大学院、研究機関、行政機関、法律事務所若しくは著作権関係団体（以下「大学等」といいます。）に勤務する者又は大学等に学生として在籍する者であること。

【補足】

大学等との契約形態は問いません。
（例）大学の非常勤講師、法律事務所と業務委託関係にある者など

- (3) 応募時点で 50 歳以下であること。
(4) 日本国籍又は日本国の永住権を有していること。
(5) 学位その他の資格の取得を目的としないこと。
(6) 海外の研究機関（以下「渡航先研究機関」といいます。）に所属して研究課題に関する研究活動を円滑に遂行するに足る能力（語学力を含みます。）を有していること。
(7) 渡航先研究機関に所属して研究課題に関する研究活動を遂行することについて当該渡航先研究機関から許可を受けていること又は渡航前に許可

を受けることが確実であること。

- (8) 在外研究期間中、国若しくは地方公共団体又は民間の団体から渡航先研究機関に所属して研究課題に関する研究活動を遂行するための経済的な支援（応募者が勤務又は在籍する大学等又は渡航先研究機関から受ける給与その他の報酬を除きます。）を受けないこと。

4 渡航先研究機関

渡航先研究機関は、次に掲げる要件を備えたものとします。

なお、渡航先研究機関の選定及び受入れ許可に係る手続きは、応募者が自ら行うものとします。

- (1) 優れた研究実績を有すること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 日本の大学その他の研究機関が海外に設置したものでないこと。

5 在外研究開始時期

在外研究員に決定した日（2026 年 4 月上旬を予定）から 18 か月以内に渡航先の研究機関において研究活動を開始するものとします。

【補足】

- ・ 今回の募集では、在外研究活動の開始時期は、2026 年 4 月上旬から 2027 年 10 月上旬までとなります。

6 在外研究期間

1 年間を超えない期間とします。

ただし、在外研究期間中に、予定していた在外研究期間を超えて研究する旨の希望がある場合には、所定の手続きを経て、1 回に限り 1 年を超えない範囲内で在外研究期間の延長を認めることがあります。

【補足】

- ・ 研究期間は、3 か月間、半年間など 1 年を超えない範囲で自由に設定することができます。
- ・ 期間の延長は、延長前と同一課題（拡大又は深化させた内容を含む。）を継続して研究する場合に希望することができます。

7 支援の内容

在外研究に係る次の費用を支給します。

支 度 金	10 万円（一律）
渡 航 費	往復航空運賃実費（エコノミークラス）
傷害保険料	実費 ※当協会が指定する傷害保険に加入する場合があります。
滞 在 費	渡航先の物価、在外研究員の収入その他の事情を考慮し、 年間 600 万円の範囲内で当協会が決定する額 ※勤務する大学や渡航先研究機関から給与や研究費等が支給される場合には、それらを考慮して支給額を決定します。 ※支給額の決定後に物価や為替の変動などのやむを得ない事情が生じた場合、滞在費の総額 600 万円の範囲内で追加支給することがあります。
調査研究費	30 万円（一律）
その他経費	実費（年間最大 200 万円） ※当協会が調査研究のために必要と認めた費用に限ります。 （例）研究課題に係る学会・研究会等への参加費、渡航先研究機関の施設利用料 など

8 申請受付期間

2025 年 10 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日まで

9 申請方法

次の書類を募集期間内に当協会宛に郵送又はメールで提出してください。

- ① 在外研究支援申請書
- ② 研究計画書
- ③ 推薦書（勤務又は在籍する大学等における指導教授又はそれに準ずる者であって、申請者の研究課題を熟知している者が作成するもの）
- ④ 資金計画書
- ⑤ 過去に執筆した研究論文（執筆経験がある場合のみ）
- ⑥ 在籍又は在職証明書（申請者が勤務又は在籍する大学等が発行するもの）

- ⑦ 渡航先研究機関による受入れを許可する旨の書面（申請時点で提出できない場合は、渡航先研究機関との連絡状況を示すもの）
- ⑧ 渡航先研究機関に関する説明書（外国語の資料の場合は日本語の訳文を添付してください。）
- ⑨ 健康診断書（医療機関が作成するものであって、申請前3か月以内のもの）

【補足】

- ・①～③は、当協会指定の書式で提出してください。書式は当協会ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・⑤は、直近に公表したもの又は今回の在外研究課題に関わる内容のものを1～2本ご提出ください。
- ・①～⑨のほかに、必要に応じて「渡航先研究機関における研究活動を許可する旨の書面（申請者が勤務又は在籍する大学等が当該申請者の海外における研究活動を許可したことを証するもの）」をご提出いただく場合があります。
- ・メールによる提出の場合は、各書類のファイル形式をPDFにした上で添付してください。
- ・提出された申請書類は返却しません。申請者は必ずその写しを保管してください。

10 選考方法及び選考日程

【選考方法】

選考委員会において書面審査及び面接審査を行い、理事会で在外研究員を決定します。選考委員会の委員は、次の3名です。

張 睿暎 氏	獨協大学 法学部 教授（知的財産法）
堀江 亜以子 氏	中央大学 法学部 教授（知的財産法）
三浦 正広 氏	国士舘大学 法学部 教授（著作権法）

（五十音順）

選考結果については、当該申請者に対し、選考後速やかに通知します。結果の理由に関するお問合せには応じかねますので、ご了承ください。

【選考日程】（予定）

書面審査	：2026年2月
面接審査（書面審査通過者のみ）	：2026年3月
在外研究員の決定	：2026年4月

【補足】

- ・ 具体的な日程は、決まり次第、申請者にお知らせします。
- ・ 面接場所は、当協会本部（東京都渋谷区上原 3-6-12）です。面接に係る旅費は申請者の負担となりますので、ご了承ください。

1 1 在外研究員の義務・遵守事項等

- (1) 在外研究員の氏名、研究課題、渡航先研究機関の名称等は、当協会ウェブサイトなどで公表します。
- (2) 渡航先研究機関における研究活動の開始に先立ち、当協会に出張計画書等の必要書類を提出した上で、当協会と在外研究支援事業に関する合意書を締結するものとします。
- (3) 在外研究期間中は、心身の健康の維持に努め、研究課題に関する研究を行うべく活動するものとします。
- (4) 在外研究期間中は、研究課題に関する研究活動の進捗状況を、1 か月に 1 回以上当協会に報告するものとします。
- (5) 在外研究期間中、研究課題の内容及び渡航先研究機関の変更は、原則としてできません。
- (6) 在外研究期間中の一時帰国は、原則としてできません。
- (7) 帰国後 1 か月以内に、研究成果に関する報告書及び研究費の使用報告書を当協会に提出するものとします。
- (8) 研究成果に関する報告書の内容については、当協会が主催する報告会等の催物において報告するものとします。
- (9) 研究課題に関する論文その他研究成果を公表するときは、当協会による研究支援を受けた旨を適当な方法により表示するものとします。
- (10) 当協会が指定する講演会、懇親会その他の催物に可能な限り参加し、又は協力するものとします。

1 2 決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、在外研究員の決定を取消し、支給した経費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 病気その他のため研究を継続することができないことが明らかとなるとき。
- (2) 研究の進捗が著しく遅延し、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断されるとき。

- (3) 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (4) 法令違反行為又は研究活動における不正行為が明らかになったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研究の支援を継続することが困難と判断されたとき。

1 3 個人情報の利用目的

当協会が取得した個人情報は、本事業その他の音楽文化事業（音楽文化振興、音楽による地域社会貢献、音楽による国際社会貢献・海外展開、著作権教育に関する事業、著作権思想の普及に関する事業）における申請受付業務、検討・実施及び催物開催告知その他の当該事業のために必要な範囲以外では利用いたしません。

申請・問合せ先

一般社団法人日本音楽著作権協会
音楽文化事業部 JASRAC 国際フェローシップ担当
〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12
TEL：03-3481-2168 MAIL：jasracfoundation@jasrac.or.jp
URL：https://www.jasrac.or.jp/